

事 務 連 絡
平成31年4月12日

〔 都道府県
保健所設置市
特別区 〕 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課医療安全推進室
厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省保険局医療課

退院時の説明等に係る患者からの苦情等への対応について

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

これまで、各都道府県等におかれましては、医療安全支援センター等において、患者からの相談、苦情等に適切に御対応いただけてきたところです。

今般、医師は本来であれば、患者の退院時に退院の理由として医学的な理由から入院の必要がなくなったこと等を説明すべきところ、そうした説明をせずに、「厚生労働省が一定の期日（例えば、入院後 30 日等）をもって退院が必要であると指導している」等の事実と反する不適切な説明をしている事例があるという情報が弊省に寄せられました。

このような事例が、患者の相談、苦情等として医療安全支援センターに寄せられることがあると考えられるため、各都道府県等に情報提供いたします。このような相談、苦情等が寄せられた際は、適切に御対応いただくようお願いいたします。なお、患者に対してこのような不適切な説明が繰り返される等の指導等が必要な場合は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 25 条の規定に基づく立入検査を担当する部署と医療安全支援センター等との適切な連携の上、対応いただくようお願い申し上げます。

また、同条の規定に基づく定期的な立入検査時においても、必要に応じて、このような事例があることや適切な対応が必要である旨を伝達する等の対応をお願い申し上げます。

なお、診療報酬の請求等に関する疑義については、保険医療機関が所在する都道府県を管轄する厚生局事務所等にお尋ねいただくようお願い申し上げます。

(参考)

「医療安全支援センター運営要領について」（平成 19 年 3 月 30 日付け医政発第 0330036 号厚生労働省医政局長通知）

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/i-anzen/hourei/dl/070330-2.pdf>